

# 岐阜県公報

第 二 千 十 号  
平成二十年十二月二十四日

(水曜日)

## 目 次

### 告 示

住居表示のための町(字)の名称及び区域の変更	(市町村課) 八四五
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課) 八四八
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(同) 八四八
道路の区域変更	(道路維持課) 八四九
保安林の指定施業要件の変更予定	(下呂農林事務所) 八五〇
公 示	
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課) 八五〇
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課) 八五〇
指定自立支援機関の指定辞退	(同) 八五一
落札者等に関する公示	(道路維持課) 八五一
開発行為の工事の完了	(建築指導課) 八五一
美濃加茂都市計画の図書の縦覧	(都市政策課) 八五二
土地改良区役員の退任及び就任	(西濃農林事務所) 八五二

## 告 示

岐阜県告示第七百二十三号

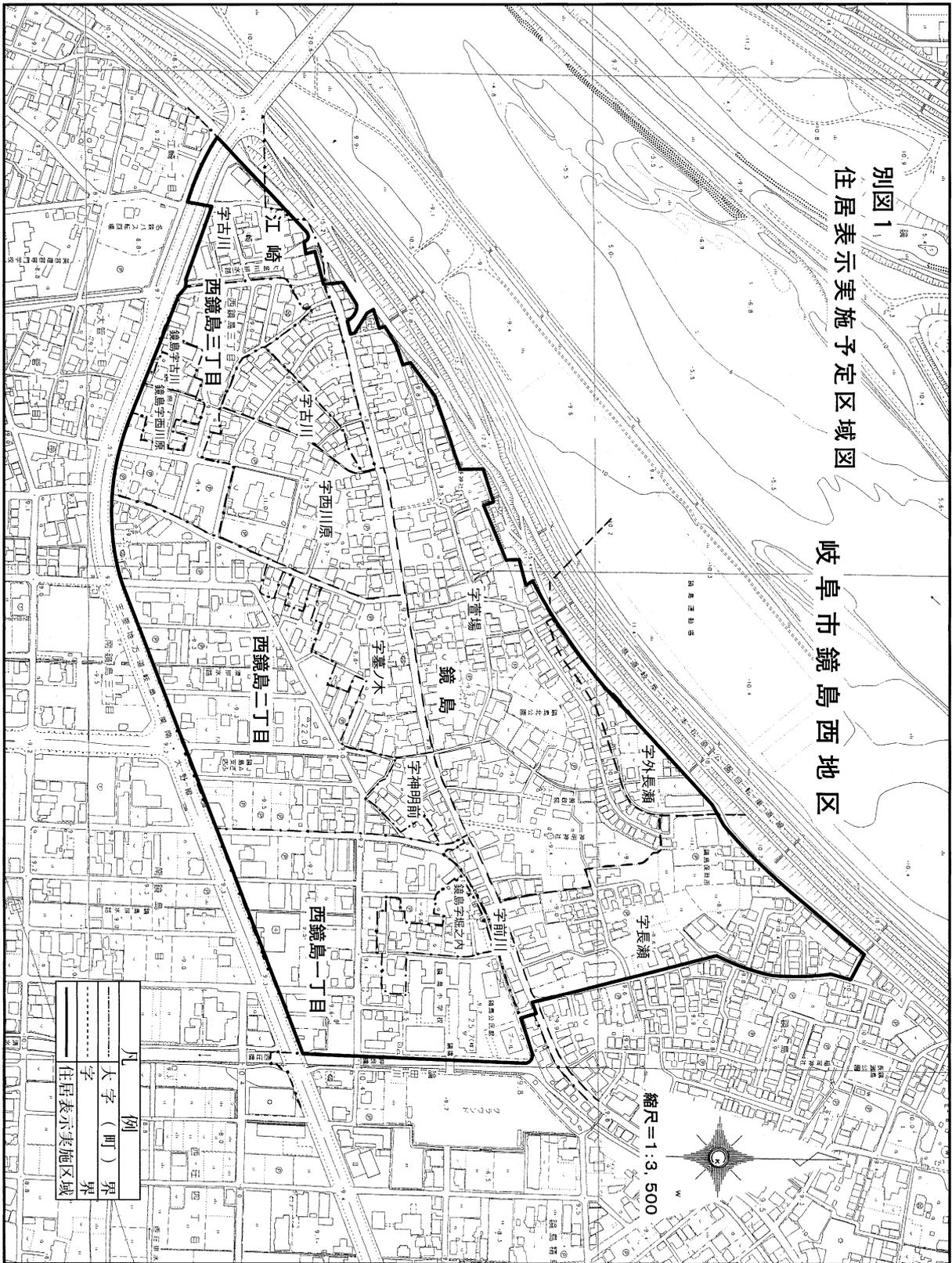
住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)に基づく住居表示のため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により岐阜市の別図一に示す区域の町(字)の名称及び区域を別図二のとおり変更した旨岐阜市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町(字)の名称及び区域の変更は、平成二十一年二月二日から効力を生ずるものとする。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

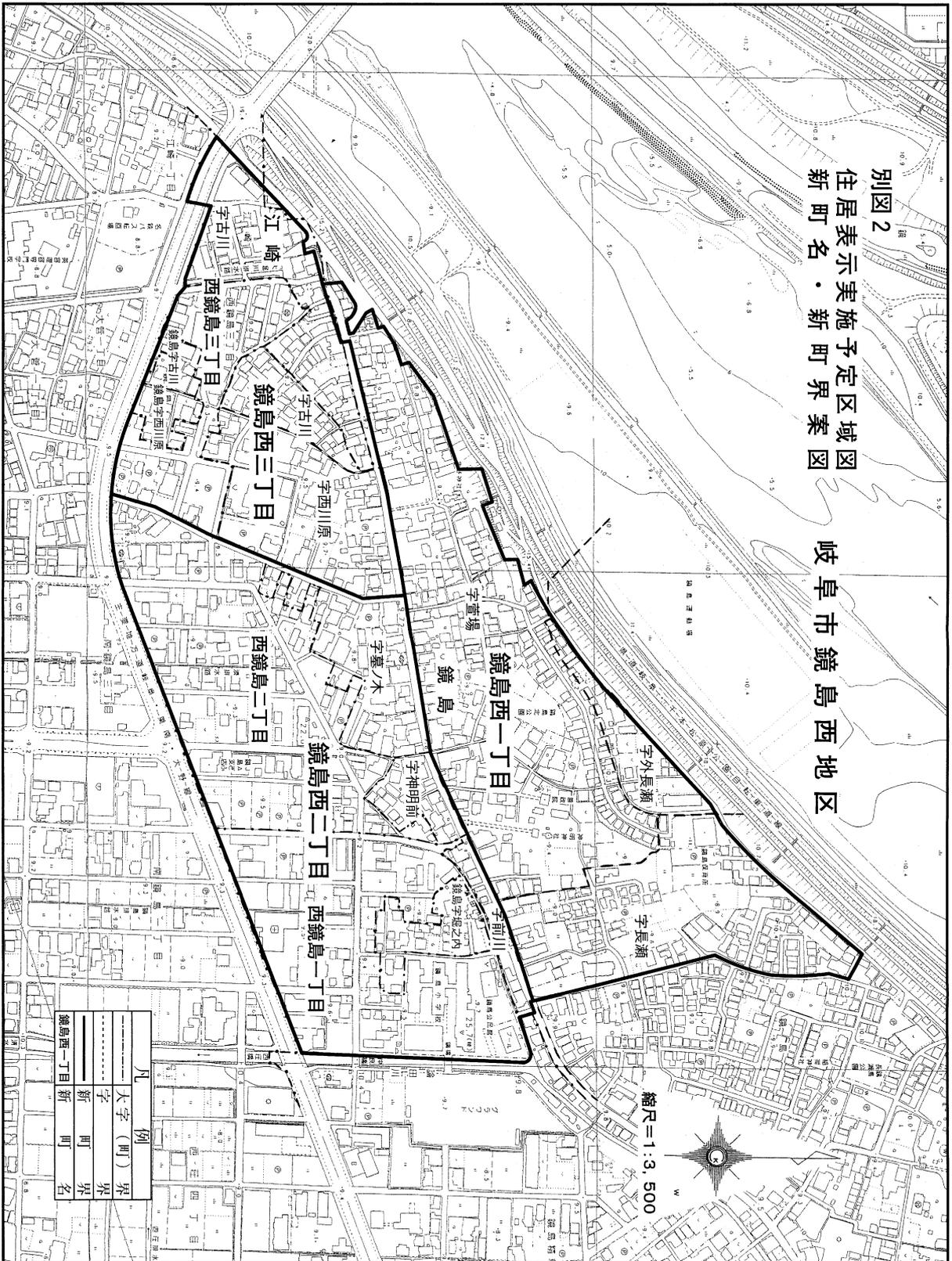
別図1  
 住居表示実施予定区域図  
 岐阜市鏡島西地区



岐阜市役所

別図2  
住居表示実施予定区域図  
新町名・新町界案図

岐阜市鏡島西地区



凡例	大字(町)界
-----	字界
-----	町界
-----	新町界
-----	新町名
-----	鏡島西一丁目新

岐阜市役所

岐阜県告示第七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市丹生川町大沼字西ヶ洞四四四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市丹生川町森部字水谷一五八〇の一、一五八〇の七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市一之宮町字餅谷平栃洞六六四九の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第七百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
飛騨市古川町黒内字深ノ洞二一九七の一、字板取二一九八の一、二一九八の四
  - 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十二月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考
県道		田口洞線		下呂市蛇之尾字洞戸四九七番四地先から一九番三地先まで		A 前		一・九 九六		九三〇		A、B及びCの關係に關する表示の圖面を、この分區の區分を以て
				同 市同 字丸尾山八		B 後		一・九 九六		九三〇		
				同 市同 字丸尾山八		C 後		一・九 九六		九三〇		
				同 市同 字丸尾山八		A 前		一・九 九六		九三〇		
				同 市同 字日影一三		B 前		一・九 九六		九三〇		
				同 市同 字日影一三		C 後		一・九 九六		九三〇		
				同 市同 字丸尾山八		A 前		一・九 九六		九三〇		
				同 市同 字丸尾山八		B 後		一・九 九六		九三〇		
				同 市同 字丸尾山八		C 後		一・九 九六		九三〇		
				同 市同 字丸尾山八		A 前		一・九 九六		九三〇		
				同 市同 字丸尾山八		B 後		一・九 九六		九三〇		
				同 市同 字丸尾山八		C 後		一・九 九六		九三〇		

岐阜県告示第七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市金山町菅田笹洞字鹿通二〇三〇、二〇八一

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年十二月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人なじみのふるさと

三代 表 者 の 氏 名 喜多 祐 荘

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市切通五丁目一〇番一〇号

五 定款に記載された目的 この法人は、障害者等に対して生活自立支援や社会参加に関する事業を行い、障害者や高齢者をはじめとする

さまざまな世代が生き甲斐のある生活を送ることができ、社会の形成に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百三十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
アイセイ薬局 おおくて店	瑞浪市大湫町一三五四	精神通院	平成二〇・三・一
アイランド薬局 穂積店	瑞穂市牛牧字札木八一六五	精神通院	平成二〇・三・一
かわむら薬局	羽島市福寿町浅平三三三二六	精神通院	平成二〇・三・一
しよつなん調剤薬局 やぶた店	岐阜市数田南三六八	精神通院	平成二〇・三・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞 月 日
二〇二〇調剤薬局 羽島店	羽島市竹鼻町狐六字東百石町三 四三三二	精神通院	平成 二〇・一・一
カガシマ調剤薬局 有限会社 かわむら薬局	岐阜市西鏡島一 二二四 羽島市福寿町浅平三 三三一六	精神通院 精神通院	平成 二〇・一・一〇 平成 二〇・一・一〇

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発登録簿による	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐建築第九七号の九 平成二〇・九・八 同岐建築第二六の一 二 同二〇・一〇・三三	羽島郡笠松町字美笠通三丁目一〇番一 及び一〇番二の一部 同 郡 同 町 字 瓢 町 五 一 番	道路	開発登録簿による	愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字下山一〇一 番地一 有限会社 千竹地所 代表取締役 千 田 一 光	

1 特定職務の名称及び数量

岐阜県道路情報提供システム高度化構築業務及び岐阜県道路情報提供システム運用維持管理における保守業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成20年9月9日

4 落札者を決定した日 平成20年10月21日

5 落札者の氏名及び住所 名古屋市西区菊井二丁目6番7号  
株式会社メイケイ

代表取締役 石井 敏仁

6 落札価格 41,480,820円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県土木整備部道路維持課

(2) 所 在 地 岐阜市数田南2丁目1番1号

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

同 岐建築第九四号の九 同 二〇・八・七	羽島市堀津町字新田二四一三番一から 二四一三番四まで	同	同	同	羽島市堀津町新田二四一三番地 三恵工業株式会社 代表取締役 小嶋一浩
同 岐建築第九四号の一五 同 二〇・八・二一	同 市正木町大浦字中山五四九番一	同	同	同	同 市正木町大浦三四二九番地一 井村博昭
同 西建築第五〇号の一〇 同 二〇・一〇・一六	安八郡神戸町大字更屋敷字神明堂四〇 六番一	同	同	同	安八郡神戸町大字神戸三九一番地 新井 富美男
同 西建築第五一号の五 同 二〇・六・五	同 郡安八町西結字中島二七三〇番一 及び二七三一番一	同	同	同	大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲川 哲彦
同 西建築第五六号の四 同 一九・一一・二二 同 西建築第五四号の 一七 同 二〇・一一・一四	海津市海津町金廻字金廻裏二番一、三 番、四番の一部、五番、六番の一部、 七番の一部及び八番 同 市同 町福江字角山一九七番一 の一部、一九七番二の一部、一九 八番の一部、一九八番二の一部、 一九九番の一部、二〇〇番の一 部、二〇〇五番の一部、二〇〇六番の 一部、二〇〇七番二の一部及び二二 二番一	道路、消防 の用に供す る貯水施設 緑地、下水 道、水路	同	同	海津市海津町高須五一五番地 海津市長 松 永 清 彦
同 中建築第三五号の一五 同 二〇・五・一三	美濃加茂市太田町三三八番から三四一 番まで、及び三四九番から三五二番ま で	緑地	同	同	多治見市高根町四丁目一九番地 中部薬品株式会社 代表取締役 山口 眞 里

美濃加茂都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
美濃加茂都市計画下水道  
美濃加茂市公共下水道
- 二 縦覧場所  
岐阜県都市建設部都市政策課及び美濃加茂市水道部下水道課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土須川土地改良区	平成二〇・三・七	理事	坂 芳雄	安八町中 一五三番地の一
			藤井 弘英	同 西結 九一〇番地
			小川 久義	同 東結 五九七番地
			堀 諭	同 一六八七番地
			葉原 宏行	同 安八町氷取 一七七七番地
			馬淵 計雄	同 大明神 一六七番地
			堀 知靖	同 西結 一五七六番地
			浅野 光敏	同 南條 六八二番地の三

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
土須川土地改良区	平成二〇・三・八	理事	坂 芳雄	安八町中 一五三番地の一
			古澤 善彦	同 西結 八四三番地
			土岐 正弘	同 東結 一一二番地
			堀 諭	同 一六八七番地
			葉原 宏行	同 安八町氷取 一七七七番地
			高木 定夫	同 大野 六〇九番地
			堀 知靖	同 西結 一五七六番地
			河合 重則	同 北今ヶ淵 八二三番地の一

平成二十年十二月二十四日印刷  
平成二十年十二月二十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜県尾文芸社